

所定疾患療養費算定について

令和3年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました、昨年度の算定状況につきご報告いたします。

※対象となる入所者の状態は次の通りです。

- ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹
 - ・蜂窩織炎
1. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する10日を限度とし、月1回限り算定する。
 2. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
 3. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。
 4. 医師が感染症対策に関する研修を受講している。

令和4年度 所定疾患施設療養費にかかる治療内容

	肺炎	尿路感染症	带状疱疹	蜂窩織炎
件数	0件	49件	0件	0件
日数		211日		

「尿路感染症」治療内容

- ・投薬
- ・尿検査

令和5年度 所定疾患施設療養費にかかる治療内容

	肺炎	尿路感染症	带状疱疹	蜂窩織炎
件数	0件	64件	1件	2件
日数		289日	10日	11日

「尿路感染症」治療内容

- ・投薬
- ・尿検査

「带状疱疹」治療内容

- ・軟膏塗布
- ・診察

「蜂窩織炎」

- ・投薬
- ・診察